

[22-143] 転換契約無効確認請求

・平成 23 年 12 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

虚偽の説明ないしは説明不十分により契約転換させられたとして、転換前契約に戻すことを求め、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 3 月に、従前の生命保険契約（終身保険）を申立契約（更新型終身移行保険）に転換したが、転換に際して、下記のとおり募集人から虚偽の説明ないしは不十分な説明を受けたことにより、転換契約を締結した。よって、転換契約は無効であるので、従前の契約に復旧してほしい。

- (1) 転換前契約と比較して保険料が安くなるとの説明を受け、将来にわたって安い保険料で大きな保障が得られると錯覚させられた。また、将来保険料が高くなると記載された設計書であったが、随時契約を見直すので高くない、満期が 75 歳となっているが 65 歳へ繰り上げることが可能、との説明を受けた。
- (2) メリット中心の説明で、デメリット（部分的に保障を削減できないこと、払済保険への変更ができないこと、転換により払い込む保険料の総額が高くなったこと、解約返戻金が減少していくこと）の説明がなかった。また、転換以外の方法についての説明がなく、転換しか選択できない状況であった。
- (3) 転換前の保険との差異が正しく説明されておらず、転換前と同様の終身保険が付いていると錯覚させられた。

<保険会社の主張>

本件転換契約について、申立人に対して募集人は、重要事項について漏れなく説明しており、下記のとおり説明内容に不備がないことから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保障設計書、重要事項説明書等の資料を用い、転換前後の契約内容の差異、転換後契約の保障内容、保険料の推移等の重要事項を漏れなく説明している。
- (2) 本件保険契約は、転換前契約をそのまま更新する場合と比較して、安価な保険料で充実した保障内容となっている。
- (3) 部分的に保障を削減できないことは、転換時に説明を受けたと申立人自身が認めており、説明の不備はない。
- (4) 払済保険への変更ができないことは、通常、保険の加入可否を判断する際の重要な要素とは言えず、契約者側から質問がないのに、保険会社が積極的に説明する義務を負う事項ではない。
- (5) 転換前契約と本件保険契約は、保険種類や保障内容が異なるので、単純な保険料の比較で有利不利を判断することは不相当である。
- (6) 解約返戻金の推移については、本件転換にあたり、募集人から申立人に交付した重要事項説明書の中の解約返戻金額表により示しており、説明に不備があったとは言えない。

<裁定の概要>

裁定審査会は、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面および申立

人、募集人からの事情聴取の内容にもとづいて審理し、下記のとおり審査会としての見解を保険会社に伝えたところ、保険会社より和解案の提示があった。

審査会において検討した結果、同和解案は妥当なものであると考え、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第34項第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人は、転換後契約にも転換前と同じく終身保険が付いていると勘違いしていたと述べており、申立人が転換に応じた主要な関心も終身保険の有無にあったことが認められるが、申立契約は終身移行保険であって、転換後の契約については終身保険が付いていないという点につき申立人の契約内容への理解が不十分であった。
- (2) 募集人への事情聴取の結果等から、募集人に本件転換当時の商品理解に不十分な点が認められ、その結果として、申立人に十分な理解を得られるような説明がなされなかったと推認できる。
- (3) 募集人の商品に関する理解不十分が契約者に契約の重要な部分について誤解を与えたことが明らかな場合には、保険会社がそのことによる不利益を負うべきこともあり得ると考える。